

平成31年度(2019年度)事業計画

この法人は、人類相互の宗教的理解を深め、宗教的信念に基き人類の福祉を増進し、文化の向上を図るために宗教聖典及び生長の家教義に関する月刊誌・書籍等の普及頒布事業を行うとともに、宗教的信念に基く地球環境保全活動及び自然環境保護の啓発活動を行うことを目的とする。

1. 文化向上を図るための世界の宗教聖典・光明思想及び生長の家教義に関する月刊誌・書籍等の普及頒布事業。

- (1) 「生長の家」の精神を基盤とした月刊誌等を国内外の多くの人々に普及頒布することにより、人類相互の宗教的理解を深め、真の世界平和の実現を目指し、文化向上を図ることを目的とした事業を行う。
- (2) 信仰体験、信仰随想、精神科学、心理学等の国内外の書籍等を普及頒布することにより、精神文化振興を図ることを目的とした事業を行う。
- (3) 宗教・歴史・文化・哲学等に関する国内外の書籍・月刊誌・CD・DVD等の普及頒布を行い、より多くの人々が真理の言葉と光明思想に触れることによって、文化及び芸術の振興を図ることを目的とした事業を行う。
- (4) 繁栄・治病・健康・生涯教育・人生問題・環境保全等に関する国内外の書籍等の普及頒布を行い、多くの人々が心の法則を理解することによって、より良い社会の形成の推進を目的とした事業を行う。
- (5) 上記事業を推進するため、新聞、雑誌、インターネット等の媒体による聖典・書籍・月刊誌等の広告宣伝、世界聖典普及協会各支部・関係団体への商品見本献本及び連絡誌発行等によるPR活動を行う。

2. 宗教的信念に基づく慈善・厚生福祉・救護・精神文化振興に関する助成事業。

- (1) 宗教的信念に基づき、日本赤十字社、(公財)日本ユニセフ協会、WFP(国際連合世界食料計画)、WWF(世界自然保護基金)、(公財)公益法人協会(東日本大震災復興基金)、(社福)港区社会福祉協議会等の福祉事業団体へ事業助成のための寄付金を支出することにより、人類の福祉増進を図るための事業を行う。
- (2) 宗教的信念に基づき、身体障害者雇用に関する社会復帰援助活動の助成金を支給することによって、社会福祉に貢献することを目的とした事業を行う。
- (3) 一般の人々への閲覧に供するため、宗教聖典及びその他関係図書を国内の国公立図書館へ寄贈することによって、文化向上に寄与することを目的とした事業を行う。

3. 宗教的信念に基づく地球環境保全活動及び自然環境保護の啓発活動。

- (1) 自然エネルギーを利用した太陽光発電装置を積極的に設置してCO₂排出量削減に取り組み、地球環境保全の重要性を地域社会にPRすると共に、地球環境負荷を軽減することによって、地球環境保全に寄与することを目的とした事業を行う。
- (2) 宗教的信念に基づき、地球環境保全・自然環境保護に関するポスター掲示、パンフレット配布、インターネット・メールマガジンによる情報発信等のPR活動を行い、あらゆる機会を捉えて環境保全に関する啓発活動を行うことによって、地球環境保全・自然環境保護を積極的に推進することを目的とした事業を行う。
- (3) 環境省主導気候変動キャンペーン「Fun to Share」、「COOL CHOICE」、港区主導環境保全活動「みなと環境にやさしい事業者会議」参加等による地球環境保全活動を展開し、また自らも環境管理国際規格ISO 14001認証を維持し、省エネルギー推進等を行い、その活動を広く社会一般に雑誌広告・メールマガジン等で情報発信を行いPRすることによって、地球環境保全活動を積極的に推進することを目的とした事業を行う。

以上